

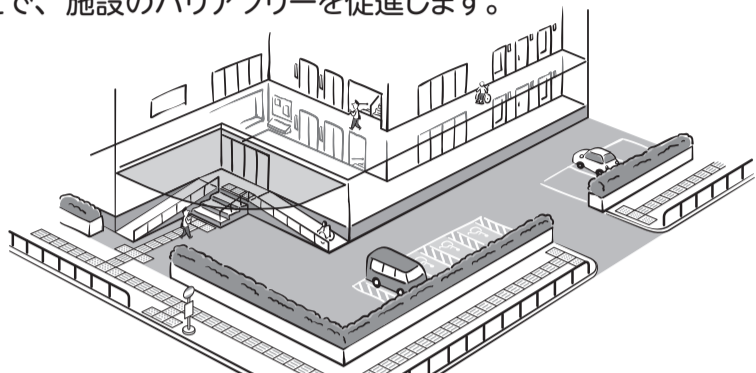
促進方針とは

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、各施設間の移動が円滑になるような取組みの方針を区市町村が示すものです。

移動に関する4つの方針

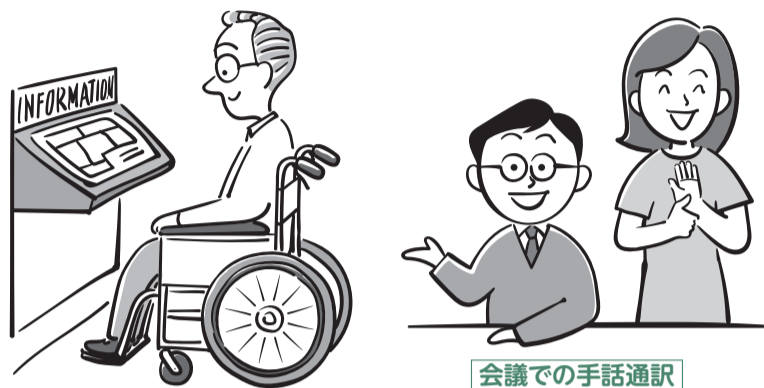
①施設のバリアフリーの促進

公共交通機関、道路、公園、建築物、交通安全施設、駐車場等に関する整備基準等に基づく質の高いバリアフリー整備を行うとともに、各施設管理者と連携・協力し、移動の連続性も配慮したうえで、施設のバリアフリーを促進します。



②情報のバリアフリーの促進

施設利用者の事前情報収集の円滑化、現地での情報提供、催し物や会議での情報保障の充実など、情報のバリアフリーを促進します。



会議での手話通訳

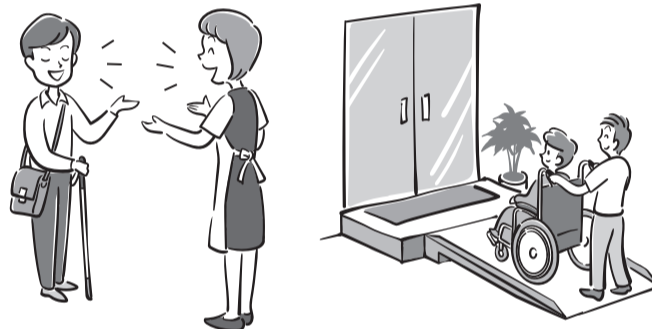
③心のバリアフリーの促進

「不便さ」「不自由さ」は機械や設備だけで解決できるものではなく、一人ひとりが高齢者や障害者の気持ちを考え、配慮することが必要です。行政、各施設管理者、区民が連携・協力し、心のバリアフリーを促進します。



④商店街のバリアフリーの促進

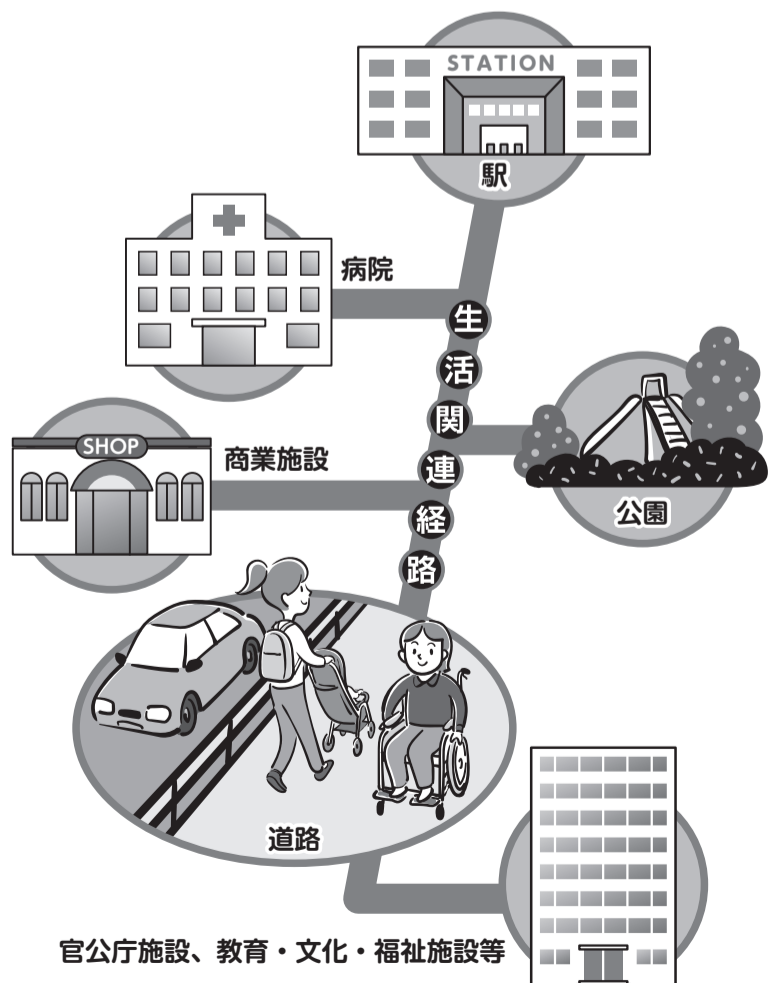
促進地区内に位置する梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅周辺及び区役所周辺の商店街で実施されてきた取組みを、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー事例としてさらに磨きをかけ、区全域に展開することにより、商店街におけるバリアフリーを促進します。



促進地区

区役所周辺、梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅周辺を含む東西約1.7km、南北約2.3kmのエリアです。

このエリアをモデルとし、さらなるバリアフリー化を進め、区全域への普及啓発を進めます。



→ 区民意見提出手続（パブリックコメント）用ハガキ

「世田谷区移動等円滑化促進方針（素案）」
についてご意見・ご提案をご記入ください。

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取ってハガキとして郵送利用することはできません。ご了承ください。

住所／世田谷区 丁目 番号
氏名／

切り取り線